

# 大分県厚生連鶴見病院実習取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大分県厚生連鶴見病院（以下「病院」という。）において、医療に関する実習を行う実習生の受入れに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における実習生とは、医学生、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療従事者及び事務員の養成を目的とする学校又は養成所等（以下「養成所等」という。）に在学する学生等で、病院において実習することを大分県厚生連鶴見病院長（以下「病院長」という。）が許可した者をいう。

(申請)

**第3条** 病院で実習を受けようとするときは、養成所等の長は、申請書（任意様式）に実習をさせる者の名簿を添え、病院長に申請するものとする。

(許可)

**第4条** 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、かつ病院の診療業務に支障がないと認めたときは、期間を定めてその受入れを許可するものとする。

(受入期間)

**第5条** 実習生の受入れ期間は、学校又は養成所等と協議し決定とする。ただし、年度を超えて受入れすることはできない。

(実習指導者等)

**第6条** 病院は、実習生に対する指導助言を行わせるため、実習指導者又は実習担当者を置く。

(実習の実施)

**第7条** 実習生は、実習を請け負う各所属の実習マニュアルに準じ実習指導者又は実習担当者の指導の下に実習を行うものとする。

(感染症等の有無)

**第8条** 実習生は、感染症等の流行期や臨床の場において実習を受ける場合は、事前に養成所等に対し、ワクチン接種等の履歴又は接種を求める場合がある。

(損害賠償等)

**第9条** 実習において発生した事故等については、次により取り扱うものとする。

- (1) 実習生の故意又は過失により医療過誤を生じせしめた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより、実習生が損害賠償等の責任を負うものとする。
- (2) 実習生の故意又は過失によらず病院の施設、設備等により、実習生に事故等が生じた場合は、法令の定めるところにより、病院が損害賠償等の責任を負うものとする。
- (3) 実習生の故意又は過失により実習生に生じた事故等については、病院は責任を負わないものとする。

(遵守事項等)

**第 10 条** 実習生は、病院における諸規則を遵守し、実習において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。(許可の取消)

**第 11 条** 実習生が前条の規定に違反した場合又は実習生としてふさわしくない行為を行った場合は、病院長は実習の許可を取り消すものとする。

(実習を行う時間)

**第 12 条** 実習を行う時間は、原則として平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とする。

(実習料等)

**第 13 条** 実習生に要する実習料については、養成所等と協議し決定するものとする。

(事務)

**第 14 条** 実習生の受入れに関する事務は、病院事務部事務課において処理する。

(委任)

**第 15 条** この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れに関して必要な事項は、病院長が定める。

附則この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。